

教材における正誤のお知らせ

このたび、「基本テキスト・民法」「過去問集・民法」につきまして、下記の正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

基本テキスト・民法	誤	正
P. 196 下から 2 行目	～ B が A に対する～	～ A が B に対する～
P. 291 (a) 2 段落目・4 行目	～ C は A に対して～	～ A は C に対して～
過去問集・民法	問題を以下に差し替え	
問題 114 R 元－46 問題文	Aは、自己所有の時計を代金 50 万円でBに売る契約を結んだ。その際、Aは、Cから借りていた 50 万円をまだ返済していなかったため、Bとの間で、Cへの返済方法としてBがCに 50 万円を支払う旨を合意し、時計の代金 50 万円はBがCに直接支払うこととした。このようなA・B間の契約を<u>何といい</u>、また、この契約に基づき、Cの上記 50 万円の代金支払請求権が発生するためには、<u>誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか</u>。民法の規定に照らし、下線部について 40 字程度で記述しなさい。	

以上